

指定葬儀場使用料助成金制度

練馬区では、区が指定した葬儀場（江古田斎場、豊島園会館、東高野会館、大泉橋戸会館、石神井寶亀閣斎場）の会場で通夜・葬儀を行った場合、会場使用料の一部を助成しています。

1. 支給要件

区が指定した葬儀場の会場において通夜・葬儀（社葬は除く。）を行い、会場使用料を負担した方で、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合、助成金を交付します。※安置や初七日などは対象外です。

- (1) 会場使用料を負担した方が、通夜または葬儀の日において練馬区に住民登録がある。
- (2) 亡くなられた方が、死亡日において練馬区に住民登録があった。

2. 助成金額

3万円（ただし施設に支払った会場使用料が3万円未満の場合は、その金額）

3. 申請期限

通夜または葬儀の翌日から1年間

4. 申請できる人（申請者）

会場使用料を負担した方

※上記以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

（4ページの見本をご参照ください。）

5. 必要書類等

① 練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書

このご案内の3ページを切り取ってご利用ください。

※申請者の印が必要です。

② 会場使用料領収書の原本

（「練馬区提出用」の表示があるもの。申請後にお返しします）

③ 会場使用料を負担した方または亡くなった方の住所が練馬区にあることを確認できるもの

（保険証、免許証、住民票等）のコピー

6. 申請方法

3ページの「申請書兼請求書」に記入、押印のうえ、「5. 必要書類等」を、地域振興課事業推進係へ郵送または窓口へ提出してください。

① 郵送先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区地域振興課事業推進係

② 窓口

区役所本庁舎9階 地域振興課事業推進係（平日8:30~17:00）

※領収書のあて名以外の方の口座へ振り込むことを希望される場合は、委任状が必要です。

その場合は、委任を受けた方のお名前前で申請してください。（押印や、口座情報も、委任を受けた方のものがが必要です。）

※委任状の書式は、4ページの見本をご参照ください。

【問合せ・郵送先】〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1

練馬区地域振興課事業推進係 TEL03-5984-1523(直通)

記入見本

区 分	確 認 事 項
住 宅	保険証・免許証・住民票 その他()
所	使用料を 負担した 方
	保険証・免許証・住民票 その他()

決定区分	主管課長	主管係長	担当係員
課			
つぎのとおり、申請があったので助成金を交付する。 なお、決定後は本人あて通知する。			
平成 年 月 日			

ここは区処理欄ですので記入不要です。

第1号様式の2 (第7条、第9条関係)

整理番号 ※記入不要です

練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書

1. 死亡者	(住 所) 練馬区豊玉北6-12-1																		
	フリガナ (氏名)	ネリ 練	マ 馬	タ 太	ロウ 郎														
	年齢	満 100 歳																	
2. 死亡年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日																		
3. 使用施設	施設名	江古田・豊島園・東高野・大泉橋戸・石神井寶亀閣																	
4. 会場使用日	(通夜)	平成 〇〇年 〇月 〇日																	
	(葬儀)	平成 〇〇年 〇月 〇日																	
5. 会場使用料	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td><td>6</td><td>9</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td></td> </tr> </table>					+	+	+	+	+	+	円	¥	6	9	1	2	0	
+	+	+	+	+	+	円													
¥	6	9	1	2	0														
6. 助成金申請額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>¥</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>					¥	3	0	0	0	0								
¥	3	0	0	0	0														

領収書(練馬区提出用)に記載された、
会場使用料の金額をご記入ください。

練馬

上記のとおり、会場使用料の領収書を添えて指定葬儀場使用料助成金の交付を申請します。
なお、交付決定後は、決定額を下記の振込口座に振り込んでください。

平成 〇〇年 〇月 〇日

練馬区長 殿

申請者(住所) 練馬区豊玉北6-12-1

フリガナ ネリマ ハナコ

(氏名) 練馬花子

(電話) 3993-1111

2箇所捺印してください。
※ゴム印、スタンプ印は不可

領収書の宛名の方が
申請者になります。

練馬印

申請者と口座名義は
同じ人になります。

振込 口	金融 機 関	みずほ	銀行 信用金庫 信用組合 農協	練馬富士見台支店	フリガナ	ネリマ ハナコ
					口座名義	練馬花子

ゆうちょ銀行の場合は、漢数字の店名
(〇〇八など)を記入してください。

コードは記入不要です。

7ケタの口座番号を
ご記入ください。

区 分		確 認 事 項
住 所	死亡者	保険証・免許証・住民票 その他 ()
	使用料を 負担した 方	保険証・免許証・住民票 その他 ()

決定区分	主管課長	主管係長	担当係員
課 長			
つぎのとおり、申請があったので助成金を交付する。 なお、決定後は本人あて通知する。			
平成 年 月 日			

第1号様式の2 (第7条、第9条関係)

整理番号 _____

練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書

1. 死亡者	(住 所)									
	フリガナ (氏 名)	年齢	満 歳							
2. 死亡年月日	平成 年 月 日									
3. 使用施設	施設名	江古田 ・ 豊島園 ・ 東高野 ・ 大泉橋戸 ・ 石神井寶亀閣								
4. 会場使用日	(通 夜)	平成 年 月 日								
	(葬 儀)	平成 年 月 日								
5. 会場使用料	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;">十</td> <td style="width:10%;">万</td> <td style="width:10%;">千</td> <td style="width:10%;">百</td> <td style="width:10%;">十</td> <td style="width:10%;">円</td> </tr> </table>				十	万	千	百	十	円
	十	万	千	百	十	円				
6. 助成金申請額	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:10%;">¥</td> <td style="width:10%;">3</td> <td style="width:10%;">0</td> <td style="width:10%;">0</td> <td style="width:10%;">0</td> <td style="width:10%;">0</td> <td style="width:10%;">0</td> </tr> </table>			¥	3	0	0	0	0	0
¥	3	0	0	0	0	0				
<p>上記のとおり、会場使用料の領収書を添えて指定葬儀場使用料助成金の交付を申請します。 なお、交付決定後は、決定額を下記の振込口座に振り込んでください。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>練馬区長 殿</p> <p>申請者 (住 所) _____</p> <p style="text-align:right;">フリガナ (氏 名) _____ 印</p> <p style="text-align:right;">(電 話) _____</p>										
振込 口座	金融 機 関	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	店	フリガナ						
				口座名義						
	預金種別	普通	コード		口座番号					

委任状の見本

※領収書のあて名以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。下記見本を参考にして作成してください。

委 任 状

私は、(代理人の住所) 練馬区石神井町3-30-26

※委任者が自署してください。

(代理人の氏名) 石神井 太郎

※委任者が自署してください。

申請者になる方

を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

記

委任内容 練馬区指定葬儀場使用料助成金の申請、請求および受領

平成 29 年 4 月 1 日

委任者の住所 練馬区豊玉北6-12-1

※委任者が自署してください。

領収書の宛名の方

委任者の氏名 練馬 花子

※委任者が自署してください。

印

ゴム印は使用
できません。